

# 研究開発の事業評価書

( 研究制度の事前評価 )

平成 2 1 年 8 月

**農林水産省**

## 研究制度の評価書（事前評価）

### 1. 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条及び同法施行令第3条により評価を義務づけられた個々の研究制度として、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための10億円以上の以下の研究制度2制度を対象に、平成22年度の新規予算要求の実施の可否等の判断に資するため、事前評価を実施した。

- ・レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
- ・地域活性化のための技術開発支援事業

### 2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農林水産技術会議事務局において、平成21年8月に実施した。

### 3. 政策評価の観点

本評価においては、行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省政策評価基本計画（参考資料1）、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料2）及び研究開発評価実施要領（参考資料3）に基づき、平成22年度の新規予算要求の実施の可否等の判断に資するため、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。本研究制度における評価の観点は、研究開発評価実施要領の別表1に示すとおりである。

### 4. 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、研究制度を担当する農林水産技術会議事務局の担当課長が、農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性、国が関与して研究制度を推進する必要性、研究制度の目標の妥当性、研究制度の仕組みの妥当性及び研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性を把握した。その結果は、評価個票（別添1）に取りまとめた。

### 5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

研究制度の評価にあたっては、研究開発評価に関する指針等について、高い見識や高度の専門知識を有する外部の学識経験者等から構成される評価専門委員会から意見を聴いた上で定め、客観性及び透明性の確保を図った。また、評価個票については、平成21年8月に同委員会から意見を聴き客観性及び透明性の確保を図った。

評価専門委員会の委員構成は、別添参考資料4のとおりである。

## 6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の基本資料として、評価個票及び研究制度の概要資料（別添2）を使用した。  
なお、本評価に用いた資料については、農林水産技術会議ホームページ（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/menu.htm>）や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局技術政策課において閲覧可能となっている。

## 7. 政策評価の結果

本年度に事前評価を行った研究制度については、「研究制度は重要であり、内容は適切」と評価された。これを踏まえ、これら2制度については、平成22年度新規予算要求を実施することとする。

なお、研究制度の詳細な評価結果は、評価個票のとおりである。